

## 令和4年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

日 時	令和4年6月13日（月）10時00分～12時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、藤井委員、梅原委員、熊坂委員、白石委員、服部委員、西尾委員、水野委員、鈴木委員、靱山委員、内田委員、高野委員（リモート） 日下様（三橋委員代理）
欠席者	井汲委員、山野上委員
開催形態	公開（傍聴者2名）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長及び職務代理者の選出</li> <li>4 福祉有償運送制度の概要等について</li> <li>5 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（2団体）</li> <li>（2）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体）</li> <li>（3）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体）</li> <li>（4）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（4団体）</li> <li>（5）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（8団体）</li> </ul> </li> <li>6 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について</li> <li>（2）事故報告について（3団体）</li> <li>（3）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について</li> <li>（4）令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事概要</li> </ul> </li> </ol>
決定事項	<b>決定事項</b> ・協議事項(1)から(5)までについて合意
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長及び職務代理者の選出 <ul style="list-style-type: none"> <li>（事務局）委員の任期満了に伴う改選があった。改めて、会長及び職務代理者の選出を行う必要があるが、いかがか。</li> <li>（事務局）特に意見がないようであれば、事務局からの案として、西尾委員に会長を依頼したいと思うが、いかがか。</li> <li>（委員）異議なし。</li> <li>（事務局）それでは、西尾委員に会長をお願いしたい。</li> <li>（西尾会長）福祉有償移動サービスは非常に重要な役割を持っている。事業者の立場、利用者の立場、福祉関係の立場、それぞれの立場から、より良い運行が推進できるように協力をお願いしたい。次に、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故がある</li> </ul> </li> </ol>

ときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の内田委員にお願いをしたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

#### 4 福祉有償運送制度の概要等について(関東運輸局神奈川運輸支局)

(白石委員) 過疎地対策と重度障害者の移動困難の問題がごちゃ混ぜになっているような気がする。どう考えれば良いか。

(神奈川運輸支局) 先ほどの説明のとおり、自家用旅客運送制度という中で、制度としては一つのものとして位置づけられている。一方で、交通空白地と福祉有償運送制度は、場合分けして基準等が設けられている。制度としては、ごちゃ混ぜに感じてしまうのは仕方ない部分もあると思う。最近の流れでは、以前は、過疎地の運送と福祉有償運送を切り分けて実施していたが、一つの制度上にあるので、福祉有償運送の運営協議会で過疎地の運送についても取り扱えるようになり、また交通空白地の運送の運営協議会で、福祉有償運送についても協議ができるようになった。切り分ける部分は切り分け、同時に実施するほうが都合の良い場合は、同時に協議できるような制度になっている。

(白石委員) この平成27年資料によると、タクシー料金の半額となっているが、私たちが到底支払える金額ではないのだから、どうすれば良いのか。

(神奈川運輸支局) 運送の対価に関しては、運営協議会の中で協議が調べば、協議された金額で行うようになっている。目安として、タクシー料金の1/2程度となっている。運送の対価が、高い場合や低い場合であっても、状況等を判断し、運営協議会で協議が調べば実施できる。対価の設定に関しては、状況等の判断も含め、協議会で協議を行って欲しい。

(白石委員) この資料の中では、地域のコミュニティバスで100円程度と書いてあったが、重度障害者は、100円で利用できるのか。

(神奈川運輸支局) コミュニティバスは、福祉有償運送制度とは違う制度である。コミュニティバスも公共交通会議で議論をし、運賃に関しても協議を行い、地域として「この金額でいこう」という金額、例えば、100円だったり、50円だったりを設定することも制度上できる。事業者の方も運営に当てる資金として、収益性(収支)を求める部分もあるため、バランスを考えながら、協議さえ整えば、安い金額でも実施することはできる。

(西尾会長) 本運営協議会は、福祉有償運送について協議する場である。基準は示されているが、登録や対価の設定については、説明にもあったとおり、本協議会で協議を整えることによって実施できる。

#### 5 協議事項

##### (1) 道路運送法第79条新規登録申請に係る協議(2団体)

(白石委員) 資料5-1に介助料とあるが、介助とは、どのような介助か。

(事務局) 自宅から車両へ乗車するまで、または、車から降車する時から目的地に到着するまでの介助するための料金である。

- (白石委員) 運転中は、まったく介助がないという事か。  
(事務局) 運転者のみに依頼した場合は、運転者は運転に集中するため、乗車中の介助は行わない。  
(西尾会長) そのほか、いかがが。  
(西尾会長) 意見等なければ、この2団体については、合意が得られたということで良いか。  
(委員) 異議なし。

### (2) 道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議 (1 団体)

- (西尾会長) 福祉有償は、基本は個別輸送であるが、例外的なものとして、複数乗車の実施の協議依頼があった。意見、質問等いかがか。  
(白石委員) 複数乗車という言葉だが、利用者の他に介護人が付き添っている場合を想定しているのか。それとも、車いす利用者の2人、3人での利用を想定しているのか。  
(西尾委員) 申請のあった法人の複数乗車についての質問で良いか。  
(白石委員) 一般的な複数乗車の考え方について知りたい。  
(事務局) 福祉有償運送は、基本的に個別輸送であり、利用したい人がお一人で利用するものである。一人での移動が困難なため、付添人が必要な場合に付添の方に同乗して貰うことは、複数乗車に該当しない。付添のあるなしに係わらず、目的地が同一である利用者が、複数人で車に乗り向かうことを複数乗車という。本来であれば、各自で車両を手配し目的地に向かうが、利便性や利用者の状況等を考慮し、同じ目的地に向かいたい利用者が複数人乗車することを認めるかということが複数乗車の協議となる。  
(白石委員) 介護が常時必要な利用者、介護人が付き添っている場合は、利用できないということか。  
(事務局) 車両が手配できるのであれば、車いすを利用されている方と介助者が2組、3組と複数乗車して向かうことができる。それには、利用者の状態に対応できる車両を手配できること、利用者の安全を確保した運行管理体制がとられているか等、この協議会で協議や確認し、協議が調べば、実施することができる。  
(白石委員) 介護人は、人数に含めないということで良いか。  
(事務局) そのとおり。  
(西尾会長) そのほか、質問等いかがか。特に質問や意見がなければ、この複数乗車の協議について、合意が得られたということで良いか。  
(委員) 異議なし。

### (3) 道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議 (2 団体)

- (白石委員) 車両の種類等は、どこをみれば分かるのか。  
(事務局) この資料には、車両の種類等の記載はしていない。今日配布した資料の中には、車両について記載した資料は含まれていない。  
(白石委員) 分からないということか。  
(事務局) 協議に必要ということであれば、今確認するがいかがか。

- (白石委員) 車いす利用者が車両を使用する場合、車の種類が限定されてくる。そのため、車の種類が分かった方が良いと思う。
- (事務局) 今回の旅客の範囲の拡大の対象は、知的障害者で、車いす利用者とは聞いていないため、セダン等の車両であっても問題ないと思うが、協議の上で必要であるということであれば確認するので、お待ちいただきたい。
- (事務局) たちばな福祉会は、法人が所有する車いす車が1台、法人所有のセダン等車両が2台の合計3台。福ちゃんパワーについては、法人所有の車いす車が8台、持込のセダン等車両が2台で、合計10台である。
- (白石委員) 車いすで利用する場合、種類が限定されるため、資料に記載した方が良いと思う。
- (西尾会長) 登録申請時には、車の種類や台数等の記載があり、必ず検討していただくことになっている。今回は、旅客の範囲の拡大についての申請であった。知的障害者の方の受入ということで、特に資料には車両の記載がなかったという説明があった。いかがか。
- (門谷委員) この2団体について、申請があったのはいつか。前回の協議会で、旅客の範囲の拡大申請については、書面協議でできないだろうかという話があったと思うが、そのあたりはいかがか。
- (事務局) 申請は、5月にあった。協議会が開催されることを前提に申請された。前回の協議で、持ち回りで書面協議という話があったが、要綱上は規定があるので行うこともできるようになっている。新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急事態に、一同の場での協議が実施できない場合を想定したものである。この協議会は、申請があり、いろいろな方から意見を出してもらい、合意し、団体に返していく。書面協議の場合は、一方通行になりがちである。以前の書面協議の際も、団体からの申請があつてから、協議が調うまで約3か月かかっている。書面でも、時間がかかってしまう場合もある。対面での協議会という場で協議するのが良いのではないかと考えている。
- (西尾会長) 旅客の範囲の変更は、協議会で協議すべき事項という理解で良いか。
- (事務局) そのとおり。旅客の範囲の変更、対価の変更、運送の区域の変更は、協議会での協議事項になる。各申請について、この協議会に出席しているいろいろな立場の方の意見を聞き、協議を行うということ、意見を出し合うことに意義がある。
- (西尾会長) そのほか、いかがか。特にないようであれば、この2団体の変更登録申請について、協議が調ったということで良いか。
- (委員) 異議なし。

#### (4) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議 (4団体)

- (白石委員) これだけ見ると、障害者か高齢者か、誰が利用するか分からない。明記して欲しい。
- (事務局) 先ほど、西尾会長からも話があつたが、新規や更新時には、旅客の内訳や車両についても明記している。今回は、運賃変更の申請のため、料金の部分だけ記載した資料になっている。今回、運賃変更申請のあ

った4団体のうち、3団体が更新申請も同時に行っているため、資料12-1以降で確認することができる。しかし、資料9-4については、今回、更新対象の団体ではないので、料金のみ記載した資料となる。

(白石委員) 高齢者と記載があるが、高齢者とは何歳からの人を指すのか。

(事務局) 高齢者とはどこに記載されているか。

(白石委員) 神奈川高齢者生活協同組合

(事務局) 法人名にある高齢者ということか。団体の意図は分からないが、一般的に高齢者とは65歳以上と解釈する。介護保険法上でも、65歳以上となっている。

(白石委員) 介護保険を基準としているということか。

(事務局) この法人が何を基準にしているかは分からない。

(西尾会長) 運賃変更についての協議である。委員本人の定義というのは、この場では難しいと思う。

(熊坂委員) 白石委員の質問は、この協議に必要なことなのか。自分自身のことであれば、別のジャンルになるのではないか。

(白石委員) 初めて参加したので、分からない点は質問をしておこうと思った。

(西尾会長) 今回、申請のあった4団体の運賃変更について、いかがか。

(神奈川運輸支局) 資料9-3の桃潤会について、介助料が1往復から1送迎となっているが、1送迎の定義は何か。

(事務局) 片道という意味である。

(白石委員) 神奈川高齢者生活協同組合のその他料金「電動ウインチ等の使用料」とは何か。またその項目を削除するという事で良いのか。

(西尾委員) 事務局の説明では、法人が福祉車両を廃車したため、この項目を削除することだった。設備的なことで説明があれば、お願いしたい。

(事務局) 今、電動ウインチについての説明は難しい。後程、調べて伝える形で良いか。

(白石委員) 了解した。

(西尾会長) そのほか、質問等あるか。特にないようであれば、この4団体の運賃変更について、協議が調ったということで良いか。

(委員) 異議なし。

#### (5) 道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議 (8団体)

(門谷委員) 8団体の資料について、運行管理体制や事故の連絡、苦情の対応等、事務局で書類を確認していると報告であったが、資料の中に記載した方が良いのではないか。知床遊覧船の事故でも、過去に事故があったにもかかわらず、免許の更新がなされていた。あまりにも苦情が多いとか、事故が多発しているとか事業所には、更新の際に注意をする等の指導が必要だと思う。出来れば、更新手続きまでの3年間の事故や苦情、交通違反等の報告を記載して欲しい。

(事務局) 知床の観光船の事故については、学ぶことが多いと考えている。個人情報もあるので、提出された書類をどのように扱うか、この運営協議会で活かせるか、一度持ち帰らせていただきたい。

(西尾会長) 更新時の運行管理体制の確認等については、一度事務局の方で検討し

てもらいたい。

(事務局) 新規・更新手続きの際は、事務局できちんと確認をしている。昨年度から運転記録証明書を提出してもらっているので、事故や違反の多い運転者については、団体に確認している。書類での確認は、今までも行っていたが、この場での報告方法については検討させて欲しい。

(西尾会長) 今回更新対象の8団体については、重大な事故を3年間起こしていないということで良いか。

(事務局) そのとおり。横浜市には、重大な事故の報告は届いていない。

(白石委員) (新任委員向け) 説明会でも言ったが、今の意見に賛成する。事故の検証を明記して欲しい。

(西尾会長) その点も含め、事務局で検討して欲しい。

(事務局) 資料の出し方だが、今回の資料14をご覧いただきたい。事故が発生し、報告があった場合には、このように運営協議会で報告をしている。団体から報告があれば、この場で報告をしている。

(西尾会長) 報告事項の「福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について」の中でも、また説明があると思う。

(服部委員) 事故が発生した際に、横浜市に報告する義務はあるのか。

(事務局) ある。(道路運送法第79条の10:事故の報告) また運行管理体制の中に、事故発生時の連絡体制の記載がある。その連絡体制の中に、横浜市及び横浜市福祉有償移動サービス運営協議会への報告が記載されている。事故発生時には、報告を依頼している。

(服部委員) お願いであって、義務ではないのか。

(事務局) 義務という表現が適切かは分からないが、横浜市に報告することとなっている。

(西尾会長) 管理体制・連絡体制の中できちんと整っているということを確認した上で、資料に有と記載されているということだ。

(熊坂委員) 更新団体の過去の交通事故を含んだ不祥事を記録に残し、新規利用者が検索できることが大切である。時間の経過で、忘れてしまう。事故当時の代表者が変更になっていない場合、運営方針も全く変わっていない。その代表者は、時間がたてば忘れられると言っていたらしい。横浜市でその団体の情報を調べてもよく分からない。死亡事故につながるような事故が発生したことの記載がどこにもない。これは、おかしい。利用できる団体が、その団体しかない実態もある。事故を起こした団体が、きちんと更生し、良い方向に運営方針を変更したことが分かるデータを残して欲しい。警察、神奈川運輸支局、横浜市にも、事故の記録が残っていなかった。残っているのは、事故の被害者だけである。そのような状態は、これからの福祉有償運送に役立たない。実施団体の改善の経過を調べられる記録を残すということが大切だと思う。

(西尾会長) その点は、要望があったということで、事故記録についても今後検討していただきたい。その他意見等なければ、この8団体の更新申請登録は、合意が得られたということで良いか。

(委員) 異議なし。

## 6 報告事項

### (1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告

(西尾会長) 軽微な変更報告について、質問等あるか。

(委員) 特になし。

### (2) 事故報告について(1団体)

(服部委員) 保険はどうなっているのか。自賠責保険だけなのか。

(事務局) 保険については、横浜市で規定している条件がある。自賠責保険の他に、損害賠償保険への加入を求めている。対人：無制限、対物：1,000万以上の内容であることを確認している。

### (3) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(白石委員) ドライバーによる虐待報告等あったか。

(事務局) そのような報告はなかった。

(白石委員) 障害者の立場が弱いため、虐待されるケースが多い。そのようなことが起こらないよう気をつけて欲しい。

(西尾会長) 虐待防止法の枠組みの中で対応するということもある。仮に、福祉有償運送の実施団体の中で、このようなことがあった場合、この運営協議会でも報告されると思う。

(白石委員) 虐待を受けたと感じた場合は、どこに相談すれば良いか。

(事務局) 各区役所の高齢・障害支援課に相談して欲しい。

(西尾会長) それぞれの安全確保の確認項目については、細かく記載されている。全団体を訪問することは難しいが、その年度の協議対象の団体や指摘事項のあった法人(事業所)に訪問し、安全確保の確認を行っているという報告であった。

### (4) 令和3年度第3回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の協議会の記録である。確認をして欲しい。その他、何かあるか。

(白石委員) 先ほどの虐待の件だが、各区役所の高齢・障害支援課に相談すれば良いとのことだが、その結果は、この運営協議会で報告されるのか。

(西尾会長) 虐待についての相談ということであれば、高齢・障害支援課での対応になり、福祉有償運送のサービス提供時であれば、報告や連絡があると思う。

(事務局) そのとおり。福祉有償運送でのことであれば、区役所から健康福祉局福祉保健課へ連絡がある。

(白石委員) 了解した。

(終了)